

令和5年第18回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年12月1日（金） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------|--------|
| 議案第81号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第82号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第83号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | |
|-------------------|--------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.9 |
| 市・区選挙管理委員会研修会について | ・・・P.9 |

議案第81号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 440 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 84 人 |
| | 市外転出者 | 356 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年11月1日から令和5年11月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年7月1日から令和5年7月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	37	47	84
転出	173	183	356
合計	210	230	440

議案第82号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1,745 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和5年12月1日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和5年9月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		83,427	97,199	180,626
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 257	▲ 262	▲ 519
	(イ) 転出	▲ 538	▲ 542	▲ 1,080
	(ウ) 在外移転	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 795	▲ 804	▲ 1,599
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		554	604	1,158
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 414	▲ 473	▲ 887
今回（令和5年12月1日） 追加登録者数 (h)		867	878	1,745
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)		83,639	97,404	181,043
備 考 ((a)との増減)		212	205	417

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R4.12.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R5.12.1	順位	R4.12.1	順位			
1	西新第一	6,239	9	6,210	9	29	14	100.47%
2	西新第二	8,869	1	8,955	1	▲ 86	37	99.04%
3	高取第一	7,405	3	7,184	3	221	2	103.08%
4	高取第二	7,068	4	6,917	4	151	3	102.18%
5	百道浜	6,025	11	6,111	10	▲ 86	37	98.59%
6	百道	6,862	5	6,785	6	77	6	101.13%
7	室見第一	5,477	13	5,456	13	21	15	100.38%
8	室見第二	4,409	21	4,342	21	67	7	101.54%
9	原第一	4,089	24	3,595	27	494	1	113.74%
10	原第二	5,279	14	5,274	14	5	20	100.09%
11	大原	3,768	27	3,806	26	▲ 38	31	99.00%
12	原団地	3,022	33	3,056	33	▲ 34	30	98.89%
13	原北	6,540	7	6,507	7	33	13	100.51%
14	室見団地	2,188	36	2,232	36	▲ 44	33	98.03%
15	小田部	5,211	15	5,176	15	35	12	100.68%
16	有住	3,949	26	4,005	24	▲ 56	35	98.60%
17	有田第一	5,000	17	4,934	17	66	8	101.34%
18	有田第二	4,674	19	4,581	20	93	4	102.03%
19	賀茂	5,855	12	5,771	12	84	5	101.46%
20	原西第一	5,033	16	5,090	16	▲ 57	36	98.88%
21	原西第二	4,352	22	4,305	22	47	10	101.09%
22	飯原第一	3,161	31	3,171	31	▲ 10	23	99.68%
23	飯原第二	2,618	35	2,622	35	▲ 4	22	99.85%
24	飯倉中央	4,779	18	4,800	18	▲ 21	29	99.56%
25	飯倉	3,962	25	3,951	25	11	18	100.28%
26	千隈	3,241	29	3,256	29	▲ 15	26	99.54%
27	星の原	3,502	28	3,518	28	▲ 16	27	99.55%
28	田隈	6,849	6	6,836	5	13	16	100.19%
29	田村	8,704	2	8,746	2	▲ 42	32	99.52%
30	野芥第一	4,110	23	4,109	23	1	21	100.02%
31	野芥第二	3,233	30	3,193	30	40	11	101.25%
32	野芥第三	2,856	34	2,848	34	8	19	100.28%
33	四箇田	6,099	10	6,087	11	12	17	100.20%
34	入部	6,426	8	6,374	8	52	9	100.82%
35	早良	3,049	32	3,098	32	▲ 49	34	98.42%
36	脇山	1,869	37	1,882	37	▲ 13	25	99.31%
37	内野	4,659	20	4,670	19	▲ 11	24	99.76%
38	石釜	612	38	632	38	▲ 20	28	96.84%
合計		181,043		180,085		958		100.53%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R5. 9. 1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R5. 12. 1	順位	R5. 9. 1	順位			
1	西新第一	6,239	9	6,215	9	24	4	100.39%
2	西新第二	8,869	1	8,887	1	▲ 18	33	99.80%
3	高取第一	7,405	3	7,381	3	24	4	100.33%
4	高取第二	7,068	4	7,024	4	44	2	100.63%
5	百 道 浜	6,025	11	6,045	11	▲ 20	34	99.67%
6	百 道	6,862	5	6,819	6	43	3	100.63%
7	室見第一	5,477	13	5,486	13	▲ 9	31	99.84%
8	室見第二	4,409	21	4,429	21	▲ 20	34	99.55%
9	原 第 一	4,089	24	3,710	27	379	1	110.22%
10	原 第 二	5,279	14	5,286	14	▲ 7	27	99.87%
11	大 原	3,768	27	3,771	26	▲ 3	21	99.92%
12	原 団 地	3,022	33	3,046	33	▲ 24	36	99.21%
13	原 北	6,540	7	6,547	7	▲ 7	27	99.89%
14	室見団地	2,188	36	2,194	36	▲ 6	26	99.73%
15	小 田 部	5,211	15	5,208	15	3	17	100.06%
16	有 住	3,949	26	3,991	24	▲ 42	38	98.95%
17	有田第一	5,000	17	4,998	17	2	20	100.04%
18	有田第二	4,674	19	4,666	19	8	11	100.17%
19	賀 茂	5,855	12	5,831	12	24	4	100.41%
20	原西第一	5,033	16	5,030	16	3	17	100.06%
21	原西第二	4,352	22	4,376	22	▲ 24	36	99.45%
22	飯原第一	3,161	31	3,157	31	4	16	100.13%
23	飯原第二	2,618	35	2,606	35	12	8	100.46%
24	飯倉中央	4,779	18	4,767	18	12	8	100.25%
25	飯 倉	3,962	25	3,969	25	▲ 7	27	99.82%
26	干 隈	3,241	29	3,249	29	▲ 8	30	99.75%
27	星 の 原	3,502	28	3,490	28	12	8	100.34%
28	田 隈	6,849	6	6,841	5	8	11	100.12%
29	田 村	8,704	2	8,708	2	▲ 4	22	99.95%
30	野芥第一	4,110	23	4,102	23	8	11	100.20%
31	野芥第二	3,233	30	3,238	30	▲ 5	23	99.85%
32	野芥第三	2,856	34	2,861	34	▲ 5	23	99.83%
33	四 箇 田	6,099	10	6,080	10	19	7	100.31%
34	入 部	6,426	8	6,420	8	6	14	100.09%
35	早 良	3,049	32	3,054	32	▲ 5	23	99.84%
36	脇 山	1,869	37	1,881	37	▲ 12	32	99.36%
37	内 野	4,659	20	4,654	20	5	15	100.11%
38	石 釜	612	38	609	38	3	17	100.49%
合 計		181,043		180,626		417		100.23%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第83号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年12月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年12月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R5. 11. 20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5. 12. 1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	43	1	0	0	1	44
女	71	0	0	0	0	71
計	114	1	0	0	1	115

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
令和6年 第1回	定例	1月19日（金）	<u>午前9時40分</u>	早良区役所 中会議室
第2回	定例	2月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月1日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第4回	定例	4月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第6回	定例	6月3日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室

※令和6年1月19日（金）については、10時～12時まで「市・区選挙管理委員研修会」が実施されます（オンライン受講）ので、委員会開始時間を9時40分からとしております。

○ 市・区選挙管理委員会研修会について

- ・主催 福岡市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会
- ・日時 令和6年1月19日（金）10：00～12：00（予定）
- ・研修場所 早良区役所中会議室（オンライン開催）
- ・参加者 選挙管理委員会委員・選挙管理委員会事務局の職員

※別紙 実施要項のとおり